

議案第29号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の管理者における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を明確にする必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第44条中「を与え、人格を辱める行為をする等、その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。